

## 愛知県高等学校吹奏楽連盟規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は愛知県高等学校吹奏楽連盟という。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本連盟は愛知県の高等学校の吹奏楽の向上発展を図り、もって高等学校の文化活動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 吹奏楽および管・打楽器のための各種コンクール、コンテストなどの開催
- 2 吹奏楽祭、講習会、研究会などの開催
- 3 吹奏楽指導者の育成、研修
- 4 吹奏楽普及事業への助成
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

### 第3章 組織

(組織)

第4条 本連盟は愛知県下で本連盟の目的に賛同する高等学校で組織する。

(部門連盟)

第5条 本連盟は社団法人全日本吹奏楽連盟東海支部・愛知県吹奏楽連盟の部門連盟である。  
本連盟は中部日本吹奏楽連盟の愛知県支部の部門連盟として機能するものとする。

(事務局)

第6条 本連盟は事務を処理するため事務局を置く。事務局は事務局長勤務校とする。

(支部) 第7条

- 1 本連盟には愛知県吹奏楽連盟の定めるところにより、次の支部をおく。
  - ①東三河支部
  - ②西三河北支部
  - ③西三河南支部
  - ④名古屋支部
  - ⑤知多支部
  - ⑥東尾張支部
  - ⑦西尾張支部
- 2 各支部には支部長1名、事務局長1名および若干の理事を置くものとする。

### 第4章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置き、その任務は次のとおりである。

- 1 理事長（1名）は、この連盟を代表し会務を統括する。
- 2 副理事長（若干名）は理事長を補佐し理事長に事故のある時はその任務を代行する。
- 3 理事（21名：各支部3名）は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監査（1名）は会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、理事会に出席して意見を述べることが出来るが理事会の議決に加わることはできない。
- 5 事務局長（1名）は事務局を代表し事務を処理する。
- 6 事務局次長（若干名）は事務局長を補佐し、事務を処理する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出方法は次のとおりである。

- 1 理事長は理事会で推薦し、総会において承認する。
- 2 副理事長は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 理事は各支部で3名互選する。原則として、支部長、支部の事務局長および支部代表理事とする。
- 4 監査は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 事務局長は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 6 事務局次長は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 7 理事には学識経験者を加えることができる。

(役員任期)

第10条

- 1 役員任期は2ケ年とし再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員任期が終了した場合においても、後任者が就任するまではその任務を行うものとする。

(会長、顧問及び参与)

第11条

- 1 本連盟に会長・顧問・参与を置くことができる。
- 2 会長、顧問及び参与は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第12条 本連盟の会議は次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 理事会

(総会)

第13条

- 1 総会は第8条に定める役員をもって構成し、理事長が召集する。
- 2 定期総会は年1回、会計年度終了後すみやかに開催するものとする。
- 3 臨時総会は、理事長が必要と認めた時に開催するものとする。

(総会への付議事項)

第14条

- 1 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
  - ①事業報告及び計画に関する件
  - ②決算及び予算に関する件
  - ③規約の変更に関する件
  - ④役員選出または承認に関する件
  - ⑤その他、重要な事項等に関する件
- 2 総会の議決を経た事業計画及び収支予算の軽易な変更については前項の規定にかかわらず理事会の議決によって行うことができるものとする。

(理事会)

第15条 理事会は第8条に定める役員によって構成し、必要に応じて理事長が召集する。議長は理事長または理事長の指名したものが行う。

(理事会への付議事項)

第16条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 1 事業計画に関する件
- 2 収支予算に関する件
- 3 総会に提出すべき議案に関する件
- 4 役員および会長・顧問・参与に関する件
- 5 規約・細則に関する件
- 6 事業の遂行に関する件
- 7 連盟加盟費に関する件
- 8 愛知県吹奏楽連盟およびその他の団体との連絡に関する件
- 9 その他必要な事項等に関する件

(会議の定足数)

第17条 本連盟の会議は、その会議の構成員の過半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、委任状を認める。

(会議の議決等)

第18条 本連盟の会議の議事は、議長、理事長をのぞく出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長の決するところとする。

## 第6章 会計

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(連盟経費の支弁)

第20条

- 1 本連盟の経費は加盟校の負担金及びその他の収入をもって支弁する。
- 2 加盟団体は連盟の定める所に従って年間の負担金を納入する。
- 3 新たに加盟する学校は必要書類に加盟費を添えて該当支部に申し込む。
- 4 年間の負担金が納入されない学校については連盟を脱退したものとみなす。

## 第7章 規約の改正

(改正)

第21条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第8章 補則

(細則)

第22条 この規約の施行に必要な細則は、理事会の議決によってこれを定める。

(連盟の略称)

第23条 この連盟は、単に愛知県高吹連または愛高吹連と称することができる。

(施行)

第24条 本規約は平成元年度より施行する。

平成2年4月28日改訂 平成5年4月17日改訂 平成7年4月22日改訂 平成19年4月21日改訂 平成22年4月29日改訂 平成23年4月30日改訂